

沖縄経済同友会の取組

平成31年1月

平成30年10月、「ひとづくり委員会」で「働き方改革について」委員会開催

当会では働き方改革・生産性向上に向けた調査研究の一環として、10月22日(月)16:00~18:00 南西地域産業活性化センター 大会議室において委員会を開催しました。

講演は二つのテーマで実施。

(1) (テーマ①)「働き方改革関連法の概要等について」

- ・2019年4月より「働き方改革関連法」が一部施行される。大きなポイントとしては、①時間外労働時間の上限規制の導入②年次有給休暇の確実な取得③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止がある。不合理な待遇に関しては、ガイドラインを設けて周知を図る。
- ・働き方改革を推進する為の支援事業として、「働き方改革推進支援センター」の設置等。

[講師 沖縄労働局 本村氏]

(2) (テーマ②)「働き方改革・生産性向上のための施策ガイドブック」について

- ・約2千人の支援人材が、働き方改革・生産性向上に対応する重要性を理解し、必要に応じて専門機関に繋ぐ役割を担っていただくため、「働き方改革 生産性向上の為の施策ガイドブック」活用等。

[講師 沖縄総合事務局 鶴見氏、宮里氏]



講師の鶴見氏、宮里氏



ひとづくり委員会の様子

(3) 活発な意見交換が行われた。(以下、質疑応答の一部)

Q1: 働き方改革関連法の中で上限時間外労働時間を超えた場合罰則規定の中身を具体的に教えて頂きたい。

A1: 上限労働時間超過に際しては30万円以下の罰金、半年以下の懲役となっている。

Q2: 労働生産性に関する分析等についてはこれまで調査されたことはあったのか。

A2: 過去には所得がなぜ低いのかという視点での分析はあったのだが、労働生産性に特化した分析は行われていない。現在、「働き方改革・生産性向上推進運動」の取組みの中で平成30年度沖縄における生産性向上のための労働生産性分析調査を実施している。2月末を目途に終了する予定なので、出来上がったら皆様とも共有したい。

Q3: 人件費が寄与している部分もあると思うが、賃上げをしないといけないということになるのか。

A3: 人件費が低いのは、労働生産性が低いことが要因であるといわれている。付加価値額を如何にあげることが重要だと考えている。

*当会では今後も、働き方改革・生産性向上に向けて積極的に取り組んでいきます。

(お問合せ先) 沖縄経済同友会

TEL: 098-868-8439 / FAX: 098-868-0787